平成２３年（再イ）第２３９号
愛知県半田市亀崎北浦町３丁目13番地　ロイヤルコート半田２―601号室
再生債務者　玉城　政秀
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年12月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第８０７号
大阪府池田市建石町９番８―105号
再生債務者　吉野　　浩
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成23年12月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再イ）第８５号
愛知県刈谷市高津波町４丁目813番地　クレイドル103号
再生債務者　塩川　智久
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年12月５日
名古屋地方裁判所岡崎支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２号
富山市婦中町長沢4124番地　市営住宅３棟303号
再生債務者　後藤　正成
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年12月26日まで
平成23年12月５日　　富山地方裁判所

平成２３年（再ロ）第７号
愛知県小牧市城山４丁目55番地９
再生債務者　福森恵美子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月29日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年12月26日まで
平成23年12月２日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（再ロ）第７３号
大阪府八尾市上之島町南３丁目63番地
再生債務者　吉田　正幸
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年11月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年１月４日まで
平成23年12月５日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２３年（再ロ）第８号
佐賀県佐賀市駅南本町２番１号　ＭＴ―16―301号
再生債務者　牧野　末美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月25日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（再ロ）第１号
福岡県飯塚市北古賀209番地８
再生債務者　田中　　陽
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年11月30日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係

平成２３年（再ロ）第７号
山形県東村山郡山辺町大字山辺2007番地５
再生債務者　村山　喜義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月１日　　山形地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第６号
神戸市西区枝吉４丁目59番地
再生債務者　橋本　彰夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月２日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２３年（再ロ）第１号
函館市湯川町１丁目２番16号
再生債務者　平野　良勝
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月５日　　函館地方裁判所

平成２３年（再ロ）第３号
秋田市牛島西２丁目11番11号
再生債務者　佐藤　正樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年11月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年12月５日
秋田地方裁判所民事第２部

企業年金基金合併公告

池田銀行企業年金基金と泉州銀行企業年金基金は確定給付企業年金法第76条の規定に基づき合併したので、確定給付企業年金法施行令第８条及び第54条の規定に基づき、次のとおり公告します。
1．基金の名称　池田泉州銀行企業年金基金
2．事務所の所在地　大阪府大阪市北区豊崎３丁目４番14号
3．理事長の氏名及び住所　久保田　洋　大阪府大阪市北区豊崎３丁目４番14号
4．実施事業所の名称及び所在地　株式会社池田泉州銀行　大阪府大阪市北区茶屋町18番14号
5．合併認可年月日　平成23年10月１日
6．合併により消滅した企業年金基金の名称及び所在地　泉州銀行企業年金基金　大阪府大阪市北区豊崎３丁目４番14号
平成 23 年 12 月 13 日
大阪府大阪市北区豊崎３丁目４番14号
池田泉州銀行企業年金基金
理事長　久保田　洋

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 23 年 12 月 13 日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
⑴　中学校教諭一種免許状（社会）
平10中一第20396号
⑵　小学校教諭二種免許状
平16小二第228号
2　授与年月日及び授与権者
⑴　平成10年３月31日　東京都教育委員会
⑵　平成17年３月15日　千葉県教育委員会
3　氏名及び本籍地
磯崎　昌彦　神奈川県
4　失効年月日
平成23年11月16日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項第２号の規定により、次の免許状は失効した。
平成 23 年 12 月 13 日　　千葉県教育委員会
1　免許状の種類（教科）及び番号
高等学校教諭二級普通免許状（国語）
昭60高二普第1331号
2　授与年月日及び授与権者
昭和60年３月25日　北海道教育委員会
3　氏名及び本籍地
佐々木欣也　宮城県
4　失効年月日
平成23年11月28日
5　失効の理由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成 23 年 12 月 13 日　　福岡県教育委員会
1．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名、失効年月日
⑴　小学校教諭一種免許状、平22小一第67号、熊本県教育委員会、平成23年３月31日、福岡県、川本　純司、平成23年11月24日
⑵　高等学校教諭一種免許状、平19高一第119号、山口県教育委員会、平成20年３月25日、福岡県、町田　拓哉、平成23年11月28日
2．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当